

いうのは給水栓を出る水が満たすべき要件で、それはすべてどこでも満たされる必要があるということでございますが、そうはいっても、すべて毎日検査することは現実的ではないということで、一定のところを選択して一定の頻度で検査をするということでございます。

どういうような地点で、どういうような地点数を選んで検査すべきかというのを御審議いただいたところでございます。採水地点と地点数につきましては、58 ページ(1)から(5)に書いてございますけれども、採水地点としては給水栓を基本とするということでございます。それから、採水地点は配水系統ごとに 1 地点以上を選定する。採水地点の選定に当たっては、配水管の末端等水が停滞しやすい場所も選定する。それから、採水地点としての給水栓を選ぶに当たっては、検査項目ごとに給水栓を変えないというようなことでございます。例えば、A という給水栓では A という項目を測って、B という地点では B という項目を測るということではなくて、A という給水栓を選んだらば、そこですべての項目を測るというようなことでございます。それから、水道用水供給事業者においては、受水団体への受け渡し地点を採水地点として含めるというようなことでございます。

地点の数でございますが、水道の規模に応じて、今、申し上げました(1)から(5)のような状況を配慮して合理的な数を設定するということでございます。

2 番目といたしまして水質検査の頻度でございます。実際、どの程度の頻度で検査をすればいいかという統計的な処理というのはなかなか難しうございます。そうはいいましても、これまで私ども水道法ができて 50 年近く、毎月 1 回検査をすれば大きな問題は生じないという、ある意味経験則がございますので、毎月 1 回の検査と同等な検査というのはどういったことがあるかということで検討いただいたところでございます。

(1) 「毎月 1 回の検査が必要な項目」のところでございます。この項目につきましては、基本的に現行項目に準じた形でございます。これはどういうことかと申しますと、それぞれそれなりの意味合いは別に持つにしても、それぞれの項目が病原微生物による汚染の指標としての意味を持つ項目でございます。こういった項目と申しますのは、年平均値とか長期的な暴露が問題になるのではなくて、一時的な濃度上昇が問題になる項目でございます。こういったものについては、従前の考え方を引き継ぎ毎月 1 回検査をすべきであろうというようなことでございます。

(2) 「その他の項目」については、長期的な影響というような観点から考えれば、あるいは年変動を考えれば、原則として年 4 回以上でよいのではないかということでございます。

その辺りをまとめたのがページ番号は落ちていますけれども、横の表で整理をして

ございまして、今回の 50 項目を整理いたしますと、病原微生物は一般細菌と大腸菌、それから、最終検査頻度は月 1 回という形で整理をされてございます。

それから、ここで注意を申し上げたいのは、そのうちの鉛でございますけれども、現在の鉛の汚染源と申しますのは、原水由来というよりも機材として使われている鉛の給水管でございますので、当然のことながら、そのまま水を流し続けた場合と、水を止めておいた場合とでは濃度が変わってきますので、鉛については滞留水で測定すべきだということでお提言をいただいているのが、次のページ以下でございます。

具体的にどうするかと申しますと、給水栓で毎分 5 L で 5 分間流して捨てて、その上で 15 分間水を止めて滞留させる。その上で、開栓して 5 L を採取して検査試料とするということでございます。

以上が、水質検査の品質保証とサンプリング・評価でございます。

○眞柄部会長 ありがとうございました。

それでは、今、御説明をいただいた部分につきまして、御質問や御意見がございましたらお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○松井委員 多分これは宿題に残ったと理解しますが、この水質検査をする登録機関と、それから、勿論自前でやっておられる水道事業者の水質検査部門、両方含めて品質管理の保証ということで、例えば、何年に 1 回かその登録団体の能力をチェックするということはどうでしょうか。法としてそういうような仕組みをつくるのか、あるいはそうではなくて、もう少しレベルの低いところで何らかの方法でチェックをするというか、そのどちらが将来考えられるでしょうか。

○岸部水道水質管理官 その点につきましては、今、御説明申し上げましたけれども、ISO9000 の中にビルトインされております。ISO9000 の場合は、現行では大体 1 年に 1 回外部査察を受けるということにされております。したがって、そういったシステムを導入することを規定すれば、外部査察のシステムというものは担保されると理解しております。

○松井委員 勿論、外部査察は当然必要なことだと思いますけれども、外部査察だけで品質保証ができるのかなという疑いを実は持ちました。というのは、私も大学の評価委員で東京大学の評価に行きましたが、それは簡単にはいかないですよね。短時間でできなくて、今回の場合はやはり実際に水質を分析させてみて、こういうエスコアという格好で答えを出すというのは、ある意味で一番評価を客観化する手法だと思います。というのは、外部査察に行きましても、結局、査察できることはラボの状況がどうなっていて、そこに働く

いている人はどういう人で、その人たちがどういう学歴を持って、どういう経験を持ってということになってしまいます。だけれども、疑つたら恐縮ですが、ルーチンワークになると、ついつい手を抜くところが出てきます。つまり、登録機関ですから入札をして安いところに落ちますよね。今の日本のお役所のやり方にしますと、必ず毎年入札という格好になります。そうしますと、安いところへ、安いところへという格好になってきまして、結果的には、疑いたくないですけれども、やはり手抜きということもあり得るだろうと。そうしますと、どこで本当に品質保証をするのかというと、私は例えば 54 ページ、55 ページに書いておられるようなブラインド・サンプルを送りまして、それについて実際にやってもらうということが一番客観的な保証に思えます。私は、こういうものを定期的に何年かに 1 回、やはり厚生労働省の方でおやりになるというのが一番国民も納得するような方法ではないかと思ったもので、ちょっとお聞きしたのですが。

○岸部水道水質管理官 それについては、2 点御説明を申し上げたいと思います。松井委員御指摘のとおり ISOとか GLP というのは最低限の、大学入試で言えば受験資格みたいなもので、その入学試験に通るかどうか、信用性というものは再度別途チェックする必要があります。したがって、登録制度を導入するに当たって最低限ここはクリアしなかつたら登録しないよということで、その機関が絶対確実な立派なデータを出すということを保証したものではないわけです。それはまた別途審査が必要になります。法律上で申し上げますと、水道法におきまして水質検査の義務者は水道事業者でございますから、そのデータの質の云々というのは水道事業者において検証されるべきものでございます。

それから、そういったブラインド・テストのようなことというのは、説明を省略いたしましたが、本委員会でも御提言いただいておりまして、52 ページの(4)のところで引き続きこういった調査をやつていったらどうかというような御提言をいただいております。私どもは、予算が確保できるならば続けていきたい。ただ、非常に担当していただく委員方は大変ですね。まず、送るサンプルの均一性からチェックを始めますと、相当大変な作業なのでフィージビリティを考えながら検討をやっていきたいと思います。

○眞柄部会長 確認ですが、登録検査機関は何年かごとに再登録する仕組みになっていきますよね。

○岸部水道水質管理官 今回の登録制度に従いまして、事後評価制度というようなことで更新制度を設けることになります。現在私どもの法律案では、3 年以上で政令で定める期間となっておりますので、法律が通った後に政令を定めるわけですが、現在のところ 3 年ということで考えております。当然、更新のたびに再審査が必要になるということ

でございます。

○眞柄部会長 そういうことですので、登録検査機関につきましては、勿論3年ごとに更新の際にチェックをされるということと、水道事業体についても、同じような品質保証の制度ができるだけ早いうちに導入したいというのが専門委員会の趣旨でございますので、よろしくお願ひします。

それでは、最後の今後の課題まで通して、岸部管理官はちょっと大変ですが、御説明ください。

○岸部水道水質管理官 71ページの「水質検査計画」でございます。この冒頭でございますけれども、水質検査は、水質基準の適合状況を把握するために不可欠であり、水質管理の中核を成すものであるということでございます。一方で、その実施に当たっては、水道事業者に対して大きな負担を強いるというようなことでございます。水質基準の適合状況の検査でございますので、これが確実に把握できないといけないということでございます。それを前提に立ちつつも合理的・効率的というようなことでございます。

こういったことは従前も議論をいただきしております、平成12年の生活環境審議会でも御議論いただきまして、その中で水質検査計画というようなことを御提言いただいております。今回も基本的な考え方でも御説明申し上げましたとおり、水質検査計画によるスキームというものを使ったらどうかということでございます。

これは72ページに概念図というようなことが書いてございますけれども、水道事業者がそれぞれ水道の状況を踏まえて、水質検査計画を策定して、それを事前に公表する。需要者がそれに対して意見を言う機会とか、あるいは事前に需要者の意見を聞く会を設けたらよいだろうということでございます。その上で検査を実施して、その検査結果を評価とともに公表するというようなことでございます。

水質検査計画についてはどういうことを定めるかということが、2のところで(1)から(8)まで書いてございます。

ただ、水質管理上、重要性が高いので、原水などについてもこの計画に位置付けることが望ましいというようなことでございます。

次に、関係者の役割ですが、国は国として大規模水道の認可権者として、監督者の立場から必要な指導が必要であろうし、水質検査計画を策定するための技術的な支援、全体的な支援も必要であろうということでございます。

それから、都道府県の役割といたしましては、流域の観点から必要な助言、指導が必要であろうというようなことでございます。これは別冊の最後のところに「水質検査計画策

定指針案」というようなことで 120 ページ、121 ページのところに、水質検査計画というのにはこういうふうに策定すべきであろうという指針を御提言いただいております。

基本的事項といたしましては、水質検査計画は毎事業年度ごとに作成され、事前に公表されなければならない。水質検査計画に基づき実施した水質検査結果については、その評価とともに速やかに公表されなければならない。それから、水質検査計画に記載すべき事項としてはアからクまで 8 項目、最低限こういったものを書かなければいけないということとでございます。

記載事項の詳細はこういった形で書いてございます。

これが水質検査計画でございます。

もとの資料に戻っていただきまして、75 ページでございます。IX「簡易専用水道の管理及び 34 条機関のあり方」でございます。簡易専用水道につきましては、専用水道の設置者が管理をするというようなことでございます。そうはいいましても管理の適正化を図るために、地方公共団体の機関または厚生労働大臣が指定する者、34 条機関と略称しているが、管理状況の検査を受けなければならないとされております。この 34 条機関につきましても、先ほど御説明いたしました 20 条機関と同様に、指定制度から登録制度に移行するということでございますので、これまでの 34 条機関の在り方、あるいは簡易専用水道の管理の在り方、検査の在り方というようなことを整理いただいたところでございます。

その辺のところをこれまでの現状を整理した上で、78 ページから登録制度への移行の議論をしていただいております。当然、今度登録制度に移行するに当たって、検査の在り方ですか検査の基準を法令等で明示した方がよからうということで、81 ページから「簡易専用水道の管理の検査の方法（案）」ということを整理いただいております。それから、具体的な検査事項と判定基準についても具体的に整理をしていただいております。

それから、進ませていただきますけれども、87 ページのところでございます。これは、事前に委員の委員方にお送りしたときから追加したものでございまして、前回の 3 月 3 日の専門委員会の段階で、水質管理目標の設定項目といったものについての取扱いを付言しておくべきであろうというような御指摘をいただきまして、委員長と御相談しながら 87 ページ、88 ページを追加させていただいております。この部分につきましては、今回初めてごらんいただくところかと思います。

水質管理目標設定項目につきましては、水質基準にはならなかつたけれども、注意していくことが望ましい項目でございます。特に、留意すべきものとして(1)の農薬類です。それから、(2)として有機物質、過マンガン酸カリウム消費量でございます。農薬については、

先ほど御説明したので繰り返しは避けますけれども、有機物質につきましては、過マンガン酸カリウム消費量からTOCに変更するということです。そうはいっても地域的な関係がございますので、その関係を把握するという観点から、当面、並行測定をするのが望ましいということでございます。

それから、ニッケルとか亜硝酸性窒素、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラールといったものが資機材からの溶出あるいは原水汚染、消毒副生成物ということで非常に頻度が高く検出されるものでございますけれども、毒性を十分評価し得ないということで、この分類になっているということでプライオリティが高い物質ということでございます。

それから、二酸化塩素を使って酸化とか消毒する場合については、二酸化塩素、亜鉛塩素酸、塩素酸についても検査をすべきであろうというようなことでございます。

2番目といたしまして、水質基準は冒頭御説明申し上げましたとおり、浄水とか給水栓からの水の基準でございますけれども、その管理のために原水の水質検査が重要であるというようなことで、原水の水質検査についての言及をしてございます。

89ページ、最後「今後の課題」でございますけれども、今後検討していくべきものとして何点か御指摘いただいてございます。

1番目といたしまして「最新の科学的知見に基づく水質基準の見直し」ということで、逐次改正方式でこの場合、実行を伴ったものとなるよう期待するというようなことで、特に留意すべき項目について言及いただいております。

まず、アルミニウムでございます。アルミニウムにつきましては、水道水の着色の限界としてWHOで0.1mg/Lから0.2mg/Lとしておりますが、「0.1mg/L」としたらどうかということで御議論をいただいたところでございますけれども、先ほど御説明申し上げましたクリプトスピリジウム対策、微生物対策ということで濁度管理をしなければいけないということで、場合によっては多量の凝集剤を投入しなければいけない場合があるということから、こういったときに0.1mg/Lというのは、なかなか難しいであろうということでございます。

そこで当面、今回基準値としては「0.2mg/L」としました。ただ、今後は代替凝集剤への転換の可能性も含めて、0.1mg/Lの達成可能性について改めて議論を行うことが必要であろうということでございます。

それから、不快生物の問題についても言及がございました。直接健康被害の原因とはならないんですが、消費者に不快感を与えたり、水道の障害となる微小生物あるいは微細藻類といったものについても、今後検討を行っていくことが必要であろうというようなこと

です。

それから、ウイルスでございます。腸管系のウイルスの水系伝播というのは知られているところですが、水道レベルでの分離・培養法が確立しているものは限られているということで、なかなか実態が明らかでない部分が多いところでございます。現在、塩素消毒をしているというようなことから、実質上、安全は確保されているのではないかというようなことは推測されますけれども、更に水道水の安全確保のためにはウイルス汚染対策、特に検出方法に関する研究を進めていくことが必要であろうというようなことでございます。

それから、2「クリプトスピロジウム対策」といたしましては、(1)「異常事態への対応」ということで水を残しておいたらどうか、水が残せないというような場合でしたら、ろ過したものを残しておいて、残念ながら不幸にしてアウトブレイクと呼ばれるような集団感染が発生した場合に原因究明ができるような仕組みを検討したらどうかというようなことでございます。

(2)「効率的な除去方法の開発・導入」ということで、UVなどの研究なども限定的に使われることが妥当ではないだろうかということでございます。

(3)といたしまして「原水の保全対策」です。クリプトスピロジウムとかジアルジアというのは人や家畜から出てくるものでございますので、浄水処理は基本ではございますけれども、原水についてもその対策が推進されるべきであろうということでございます。

(4)「小規模水道における対策」ということでございます。小規模水道、特に零細規模の水道においては財政的、人的にこういった水質管理対策を適切に講ずることができないということが懸念されるということでございます。このためWHO、これはEPAなどもそうですが、一定規模のようなもので対策がとれないような、水質管理が十分行えないような場合、一定の条件を満たす場合には、無条件にハードウェアの導入を義務付けるというなことがWHOやEPAでは議論されております。そういうことで、今後、我が国でもそういったことを検討したらどうかということでございます。

それから、3「水道水質管理のあり方」全体でございまして、(1)「水質管理体制のあり方」といたしまして、今回は議論の関係上、水質検査に関してISOのシステムを導入する这样一个子を提言いただいたところでございますけれども、そもそもISO9000の規格というのは品質保証の規格でございますので、水質管理自体に導入したらどうかというようなことでございます。これは食品分野でHACCPというものがあり、WHOの水の関係で水安全計画というものがあろうかと思います。ただ、そうはいいましても、将来の国際調和ということを考えた場合に、先ほどの水質検査でも同じですが、デ・ファクト・

スタンダードとしてISO9000というものがありますので、そういうしたものも検討していくかなければいけないだろうということでございます。

それから、(2)の水質監視につきましても、当然、関係部局と連携してしっかり監視をしていきなさいということでございます。

それから、(3)はもっと大きな課題でございまして、現在の水道法に基づく水質基準の考え方というのを再度検討し直したらどうかという御提言でございます。現在の水道水質基準というのは、人の健康、それから、人の生活利便上の観点というようなことがあるわけですが、米国の場合は強制力を持つ基準は人の健康確保の基準で、利便上の問題というのはガイドラインのような位置付けというようなことがあるので、そういうことも踏まえつつ検討したらどうかという、ある程度長いタームになるかと思いますけれども、検討課題として御提言いただいております。

4については、水質管理計画等の整理です。

それから、最後に、いろいろ今回の報告書で提言されたものについては時間を要するものがあるので、十分な経過措置をとるようにという御指摘でございます。

以上、駆け足になってしまいましたけれども、御説明させていただきました。

○眞柄部会長 ありがとうございました。

VIIから最後まで御説明をいただきましたが、VIIから最後までの部分あるいは全体を通して御意見や御質問がございましたら、どうぞお出しいただきたいと思います。

○赤川委員 全体を見させていただきまして、事業体等の意見、多くの意見の集約をしましたので是非御意見として申し上げたいと思います。

第1点は、ジェオスミン等のカビ臭物質でございます。カビ臭物質のにおいては個人的な差だとかあるいは天候、その他によっても左右されますし、そういういろいろなことから事業体として見れば、できれば今までのよう快適水質項目、今度は水質管理目標設定項目に設定されれば一番よろしいと思います。仮に今のように水質基準項目を設定するのであれば、これは最後に書いてありますので結構ですけれども、その施行に当たっては、相当の猶予期間を設けないと、なかなか財政的、技術的にも、特に高度浄水処理を導入するとなると相当の時間も掛かりますので、是非その辺についてお願ひしたい。

もう一点は、これも途中で書いてありましたので結構ですが、例のクリプトの関係でございますが、先ほども数字がありましたように、現在必要な対策を講じているのは6割未満というのが実態でございます。そのためろ過処理施設等を導入するとなると、やはりそれなりの財政と技術的な猶予期間も是非必要なので、きちんと書いてありますが、改め

て相当の猶予期間を是非、特に中小の事業体ではそういう意見が多いので、是非その辺をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○眞柄部会長 今のことについて何かありますか。

○谷津水道課長 今の点は、御提言としていただいた中身をどうやって政策化、行政化していくかというときの課題だろうということでございますので、現場でいたずらな混乱が生じないように考えていきたいと思っております。

○眞柄部会長 ありがとうございました。よろしくお願ひします。

○松井委員 「水質検査計画」の中の 73 ページの一番上に書いてある「臨時の水質検査に関する事項」ですけれども、これは今回の法の改正に伴って非常に重要な意味を持っていると思いまして、つまり重要な機動性ということよりは、この臨時の水質検査というのは多分それが重なるだろうということです。

それから、もう一つは、その機動性の中で新しい体制の中で、クリプトスピリジウムという難しい問題がありますけれども、それで臨時のこの水質検査に関する事項については、もう少し必要性の範囲は記述しておいてもいいのかなとちょっと思いました。当然、読めばわかると言えばわかるのですが、現実に臨時の水質検査に関する事項で、やはり今回の法改正の関係でどうしてもコメントが必要なのはクリプトスピリジウム対策だろうと思います。90 ページの「クリプトスピリジウム対策」のところで「異常事態への対応」ということでわざわざかなり重要なコメントされていますね。まさに異常事態というものとの臨時の水質検査というのはリンクしているように思えるので、その辺のところはどんなものでしょうか。

○眞柄部会長 61 ページに「給水開始前及び臨時の水質検査」というので、現行の臨時の水質検査はこういうときにしなさいよというのが現行の案ですが、今回の改正でもここの要件については踏襲することが適当であるということで、そういう意味では、今、松井委員がおっしゃったように水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行して、「伝染病」という言葉は古くなったので多分「感染症」に直さなければいけないだろうと思いますが、そういう意味では臨時の水質検査のところで一応入っておりますので、委員がおっしゃるように、この検査計画だけがぽんと出てきたときには一つ一つにやはり説明が要るので、それについては水質基準が改正をされましたら、先ほどのクリプトスピリジウムの対策指針も廃止されてブックになるということですので、新しい水質基準について解説書のようなものを是非、厚生労働省がおつくりになるか、あるいは先ほどの

ISO9000 シリーズのようなものについては、厚生労働省が書くものではなくて関係者が作成するものもありますので、そういう作成するものと併せて、広く水道界並びに国民が理解していただけるようなものをつくるなければならないだろうと思っておりますので、場合によってはまた松井委員に御協力をいただくことになると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○佐々木委員 まず、非常に立派なものをつくっていただいたことに対して、非常に御苦労があったのではないかと思います。高く評価をいたします。

それを申し上げた上で 2 点申し上げたいのですが、1 つは、71 ページの冒頭に書いてありますように、今回の水質基準の見直しを実施に移そうと思うと検査が要るわけですね。そのときに 2 行目から 3 行目にありますが「その実施に当たっては水道事業者に対し非常に大きな負担を強い」と。私の読み方ですと、これをどういうふうに軽減するかということについて、ここでは 2 つ書いてあると思います。1 つは、地域性とか効率性を踏まえた水質基準の柔軟な運用を図るという点が 1 つです。それから、最後のところに時間が掛かると言っています。いろいろな施設整備が要るから、それには時間が掛かる。その辺については経過措置を考えよう。ところが、やはりお金のことを言うべきだと私は思っています。こういう施設整備を強いのですから、当然時間も掛かる、お金も掛かります。ところが、それについて、ここでは一番後ろの方で小規模の事業者に対してのみ書いていますけれども、それだけでいいのかなというが 1 つです。

第 2 点は 72 ページの図ですが、平成 12 年報告にもあると書いてありますが、特に図の需要者いわゆる水道の利用者あるいは消費者、これは 72 ページの上から(1)(2)(3)とあります、(3)から見ますと、この計画の策定に当たっては「需要者の意見を聞くプロセスを組み込む」と書いてある。私は、この図が余りうまくできていないのではないかと思いますけれども、もし、(3)のとおりであると、この図の中の水道事業者による水質検査計画の策定と需要者が何らかの形で絡まなければいけないと思いますが、これをもう少し重視して需要者あるいは利用者のかかわり方の位置付けをすべきではないかと思います。ところが、この案の限りでは具体的なイメージが私にはわいてきません。つまり、この需要者というのは単なる公表の一般国民だけではないのではないか、意見を言うのですから。そうすると、どういう組織を持つのかとかあるいはどういう財源で需要者の組織はオペレーションされるのかとか、特に独立性というのは非常に重要なと思います。それはお金がどこから出るかということと非常に関係があります。その辺のことについて具体的なイメージが伴つてこないということは、例えば、73 ページ辺りで、この図の右に国とか都道府県による役

割というのがあるんだけれども、もしかしたら大きな4番目として「需要者の役割」というのがあっていいと思います。ところが、それについては全く触れられていないし、別紙の方の120ページ121ページの指針案のところにも「需要者」という言葉さえほとんど出てきません。これはちょっと腑に落ちないところです。その2点です。

それから、もう一つ、ついでに全体のことも言ってよろしいと部会長がおっしゃったので申し上げたいのですが、私は今回の水質管理専門委員会の案を最初に見たのが新聞で5日でしたか、全国紙に載ったと思います。そのときにちょっとと思ったのですけれども、いただいた資料3を拝見すると、三層になっているわけですね。つまり水質管理専門委員会というのがあって、その上に我々の部会があって、その上に厚生科学審議会というものがある。しかも、その間にパブリック・コメントも入ります。そうすると、プレスするというのはその段階でいいのだろうかと。つまり3日の専門委員会が終わった段階でプレスしたわけですよね。だから新聞に出ました。ところが、そうであると、この部会の存在意義とかあるいはパブリック・コメントして、もしかしたら非常に重要な意見があつて変わるかもしれません。それなのに、あの段階で出すということはどうなのだろうと。これは事務局に聞かなければいけないのですが、私の理解では、やはり全部上げて厚生科学審議会がOKした段階で出すのが本当ではないかと思うのですけれども、この辺についてどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

○岸部水道水質管理官 その辺につきましては、私どもがプレス発表したということではなくて、審議会プロセス自体の公開という大方針がございまして、各専門委員会に至るまで公開しております。その段階でいろいろな記者さんが入ってこられれば報道されるということもございます。システムとしては、私どもは審議会に諮問をさせていただきまして、そこがこの部会に付議されたということで、それが更に専門委員会に具体液な議論が委ねられたということでございます。ただ、こういう公開システムとする限り、いろいろな段階で記者さんが報道されるというのは、私どもとしてコントロールできない問題かなと考えています。

○佐々木委員 そうですか。非常にその辺微妙な問題があると思いますけれども、公開という問題と公式のそういうところで。

○眞柄部会長 最終的に決まったときには、勿論、厚生労働省として公式になるということです。ただ、公式にはちゃんと官報で記載された段階でということで、現段階ではあくまでも議論の途中であることなり、あるいは案のレベルでの議論だというふうにマスメディアの方も扱っていただきたいとは思いますが。

○佐々木委員 そうですね。

○眞柄部会長 さて、部会の方でコストと需要者の役割がありますが、専門委員会ではコストのことは、頭にはそれぞれの専門委員が意識はしておりましたが、具体的に今回の基準の改正によってどの程度コストが掛かるかということは議論しませんでした。佐々木委員がおっしゃるように、アメリカのEPAでは水道水の基準を改正する際には、改正をしたら幾らコストが掛かるようになるというのが官報にきちんと掲載されておりますので、今回はコストまで計算いたしましたが、おっしゃることは重要な点だと思いますので、この報告書には記載しませんが議事録にはきちんと残して、今後コストの面からも記載してパブリック・コメントを求めるときに、そのコストに対して水道利用者が負担できるものであるかどうかというようなことは進めなければいけないことだと思いますので、今後の課題としたいと思います。

それから、需要者の役割は確かに書いてございませんが、基本的には水道法の18条でしたか、検査請求の権利も水道利用者が持っているということで、水道法自体かなり水道利用者が法の建前として保護されているという認識を持っておりましたので、特に事業者の役割ということはこの報告には書きませんでした。私はもともと、水道法は言うなれば水道利用者の権利を非常に厚く考慮している法律だと思っておりますので、そういう意味では書いてございませんでした。ただ、水質検査計画のスキームなどについて、確かにちょっと図が悪いので、少し事務局と相談して工夫をさせていただきたいと思います。

赤川委員、今のことでの御注意いただきましたら。

○赤川委員 事業体の意見もおっしゃっていただいたのですけれども、例えば一例を挙げますと、東京都が金町に初めて高度浄水処理を導入したときに、皆さんにもお知らせしましたが、今からもう10年近く前ですけれども、給水原価が当時で210円ぐらいのときですね。大体1m³が15~16円ぐらいは上がりますと、それでも皆さんどうでしょうかといったら、モニターでいろいろ調査したら、上がるのはつらいけれども、カビ臭だとかそういうものがない方がいいという人の方が多かったわけですね。だから、確かに高度浄水処理1つとっても200円に対して十何円ですから7~8%ぐらい上がるわけですね。そういう面で、水質をより厳しい基準にするというのは大変結構なことですけれども、事業体にとっては非常に厳しい選択を迫られるということです。これだけは、私も先ほどはそういう意味で申し添えましたけれども、今、佐々木委員のおっしゃるとおりです。

○眞柄部会長 基本的には水道事業は独立採算制ですが、高度浄水処理などについては補助制度もございますので、国の方としても基準を施行する上で補助制度を活用する

ことなども是非、御配慮いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

ほかにございますか。

○池田委員 今までの論議は聞いていますと、いわゆる生物と科学に関する汚染物質が専らですけれども、それ以外にいわゆる放射線、具体的に飲料水中のラドンの問題につきましては、私が知っている限りスウェーデン、ドイツ、フランスとアメリカには基準があるのに日本はないということで、全く放っておいていいのかという問題が1点ございます。

それともう一つは、これも本当に今後の課題の最たるものになるかもしれません、いわゆる最近のバイオテロとかいろいろなテロが水道水に行われたとき、どういう対応をとるのか。あるいは実際に行われなくても、そういううわさが立っただけでもかなり社会不安を引き起こすという、マスサイコロジエニックイルネスというのですか、そういったようなことに関するリスクの管理についても何か一言ここでは触れておかなくていいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○眞柄部会長 まず放射線につきましては、専門委員会でも検討すべきではないかという意見がありました。そのことにつきましては、これまで日本の水道の体系では放射線については扱ってこなくて、基本的には原子力安全法の枠組みの中で対応されてきましたので、今回の水質基準の改定においては放射線並びに放射性物質は対象外にいたしました。ただ、天然ウランについては考慮しております。

それから、危機管理につきましては、既に厚生労働省で危機管理についてマニュアル等も作成されておりまますし、それから、危機管理について赤川さんがいらっしゃいますが、水道協会を通じて水道事業体にかなり詳しくその方策を体制を整えるようになっておりますので、専門委員会としては今回は危機管理については報告の中に盛り込みませんでした。

○松井委員 最後の92ページですけれども、上の注意事項のところで他の部局との連携というのがあって、私は環境担当部局、その次に農水の役割が今回は非常に大きいですね。農薬の大きな改正をしていますし、それから、クリプトになりますとやはり畜産排水等ですね。そうしますと、これはその次に「河川」ではなくて国土交通省という形にした方が、発生源との関係はそこにあるのでと思いますけれども。この文章の表現です。

○眞柄部会長 農水というか農業水産担当部局というのは、おっしゃるように書き足します。一応「部局」という言葉を使っておりますが、水道事業体は基本的には地方自治体でありますので、地域レベルでという意味で水道事業体と県の水道担当部局、環境担当部局、河川担当部局というふうにしてございます。農水に関しては、確かに例示して書いた方がいいと思いますので、それについては書き足します。

委員がおっしゃるように、今は水道事業体の方が地域の農協に直接出向いて防除歴をもらうという水準ですね。防除歴をもらえるようにやつとなりましたが、できれば防除歴ができたら自動的に水道事業体に流れるぐらいにまでしてもらいたいというのが我々の希望ですし、私は環境省の農薬の部会の委員もやっておりまして、環境省の方でも農水省がそういうふうに御指導していただけるようになるということですので、徐々にではありますが効率的にはなってきていると思います。

ほかにございましょうか。

○大井田委員 91 ページ(4)の下から 3 行目「WHOが提言しているとおり」、これはどのくらいの予算が掛かるのですか。お金の話で申し訳ないけれども。

○眞柄部会長 膜で 100 t というと約 200 人から 300 人くらいで、安いもので 300 万円から 400 万円くらいです。

○大井田委員 小さな質問ですみません。

○眞柄部会長 いえいえ、確かにお金は掛かります。

ほかになければ、よろしゅうございますか。それでは一応、部会として専門委員会の報告を御了解いただいたということにさせていただきたいと思います。先ほど事務局から説明がありましたが、資料 4 に部会の今後の予定というものがございます。今日、部会を開いて専門委員会の報告案を御了解いただきましたので、一部、文言の修正をいたします。それで、来週になると思いますが、3 月の中・下旬から一ヶ月間パブリック・コメント手続をいたしたいと思います。それを受けて 4 月 21 日に専門委員会を開きまして、修正などを 4 月下旬に部会を開かせていただきまして、最終的に部会報告をつくり上げたいと思いますので、よろしくお願いいいたしたいと思います。

なお、WHOの方では 3 月 31 日から 4 月上旬までガイドラインの改訂の会議が開かれまして、最終的にガイドラインがセットされる予定になっております。ただ、イラク関係のことがあって、この会議が果たして開催されるかどうかはちょっと微妙な情勢にあります、今のところはこの予定で進んでいるということでございます。

では、あとその他につきましては、事務局の方でよろしくお願いいいたします。

○谷津水道課長 参考資料で 3 つ資料をつけさせていただいておりますが、改めて御説明申し上げませんが、高度処理クリプト対策での高度処理導入のための補助制度とか、先ほど御審議いただきました指定から登録へ向けた法改正の要綱とか、第三者委託のガイドラインなどをつけさせていただいているので、御参考にしていただければと思います。

○眞柄部会長 それでは、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。